

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例
逐条解説



岩倉市建設部商工農政課

目 次

前文	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1条 目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2条 定義	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3条 基本理念	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4条 市の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第5条 市議会の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第6条 中小企業等の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第7条 大企業の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第8条 商工会の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第9条 金融機関の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第10条 支援機関等の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第11条 教育機関の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第12条 市民の理解及び協力	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第13条 施策の基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第14条 実施状況の公表	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第15条 意見の反映等	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
附則	・・・・・・・・・・・・・・・・	12

(前文)

私たちのまち岩倉は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、木曾川が形成した自然堤防上に古くから集落が形づくられ、農耕が営まれてきたまちです。戦国時代には、岩倉城が築城され、その城下町として栄えたのち、江戸時代には、木津用水の開通に伴い地域農業が飛躍的に発展し、岩倉街道では「六斎市」が開かれるなど、近在の住民や木綿業、染物業といった商工業者も集まる街道沿いのまちとして発展しました。大正時代には、鉄道が開通し交通の要所としてにぎわい、その後昭和46年の市制施行後も人口は増加し、大きく進歩を遂げてきました。

高度経済成長期以降には広域交通網が飛躍的に整備され、今では、名古屋市や関東・関西につながる高速道路のインターチェンジ、県営名古屋空港に近いこともあり、市内には、交通の利便性を生かした企業も多く存在しています。また、まちの中心を南北に通る鉄道により名古屋市の中心地まで10分程で行くことができるなど、利便性の高いまちとなっています。

これまで地域経済を支えてきたのは、市内に立地する中小企業とりわけ小規模企業です。今後も安定した市民生活やまちの活性化を推進するためには、中小企業・小規模企業の持続的な発展が必要不可欠です。

そうした中、岩倉市では、地域経済の発展を目指し、産業の活性化を図るため、岩倉市商工会や金融機関との連携による地域産業活性化策を進めてきました。一方で、市民を主体とした自治の実現を目指した協働によるまちづくりも推進しており、今後は市や関係機関、市民団体などが相互に連携・協力してこの地域の持続的な発展を支えていくことがより大切になっています。

そのためには、この地域の産業の基盤となる中小企業・小規模企業が、健全な事業活動を継続することが地域社会の形成及び発展に重要な役割を果たしていることを理解し、コンパクトなまちである岩倉市の特性を生かしたヒト・モノ・カネ・情報の地域内循環を充実させていくことが必要です。さらには、周辺市町と一体となった地域産業の活性化を一丸となって進めていくことが重要です。

そこで、中小企業・小規模企業のたゆまぬ努力のもと、市全体として中小企業・小規模企業を支え、将来にわたる地域経済の活性化を図るとともに、小さなまちから大きな夢を実感できる豊かな地域社会を実現していくため、ここに岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定します。

【説明】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という。）の果たしている役割やその重要性を踏まえ、その振興を図っていくことの必要性など条例全体の考え方を明記しています。

1段落目、2段落目では、本市の地勢と歴史、現在の産業やまちの特性について記述しています。

3段落目では、地域経済の発展の担い手が中小企業等であることや、産業の発展のための本市のこれまでの取り組みとして、岩倉市商工会や金融機関等との連携による地域活性化策や市民自治・協働のまちづくりを進めてきたことを記述した上で、市や関係機関、市民団体などが相互に連携・協力して、この地域の発展を支えていくことが今後より大切になっていくことを述べています。

4段落目では、中小企業等の健全な事業活動の継続が、地域社会の形成や発展に重要な役割を果たしていること、また、そのためにはヒト・モノ・カネ・情報の地域内循環を充実させていくことの必要性と、岩倉市のみではなく周辺市町と一体となって地域産業の活性化を進めていくことの重要性について記述しています。

5段落目では、中小企業等の自助努力を前提として、市全体で中小企業等を支え、将来にわたる地域経済の活性化を図るとともに、豊かな地域社会の実現のために条例を制定することを記述しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」といいます。）の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策（以下「中小企業等振興施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

【説明】

条例の制定目的を明記しています。

この条例は、中小企業等の振興に関する基本的な事項について、事業者や関係者、市民と共有し、それぞれの役割を認識した上で、中小企業等振興施策に取り組む姿勢を示すもので、その結果として、本市の地域経済の発展や市民生活の向上に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」といいます。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (3) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいいます。
- (5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他金融業を営むもののうち、市内で事業活動を行うものをいいます。
- (6) 支援機関等 中小企業等の支援を行う機関及び団体（商工会及び金融機関を除きます。）をいいます。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。
- (8) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で市民活動等を行う個人又は団体をいいます。

【説明】

条例において掲げる用語の意味を定めています。

第1号では「中小企業」、第2号では「小規模企業」について定義しています。下表のとおり小規模企業は中小企業に含まれますが、本市では小規模企業が大多数を占めることから、特に中小企業と小規模企業をそれぞれ言及する場合は「中小企業」や「小規模企業」という用語を用いています。

中小企業・小規模企業の分類（中小企業基本法に基づく）

業種分類	中小企業		
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

第3号では「大企業」について定義しており、小規模企業を含む中小企業以外の企業を指します。

第4号では「商工会」について定義しており、岩倉市商工会を指します。

第5号では「金融機関」について定義しています。市内企業と取引を行う金融機関を指し、日本政策金融公庫や愛知県信用保証協会等も含めます。

第6号では「支援機関等」について定義しています。中小企業等の支援を行う国や愛知県が所管する公的機関（※）をはじめ、経営革新等支援機関として認定された税理士や公認会計士のほか、中小企業家同友会、法人会、青色申告会等、中小企業等の振興に対して支援する幅広い団体を指します。

※公的機関の例

あいち産業振興機構、愛知県労働協会、あいち産業科学技術総合センター、
中小企業退職金共済組合事業本部、ハローワーク犬山等

第7号では「教育機関」について定義しており、本市では、大学や専門学校がないため、市内小中学校のほか、愛知県立岩倉総合高等学校を指します。

第8号では「市民」について定義しています。市内に居住する方以外にも、中小企業等の振興に協力していただくことが重要であるため、本市に通勤、通学する方や市

内で市民活動等を行う個人又は団体も含め、範囲を広く定義しています。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、市議会、中小企業等、大企業、商工会、金融機関、支援機関等、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をする

【説明】

中小企業等の振興を推進していく上での基本的な理念（根本的な考え方や基本姿勢）を規定しています。

第1号では、中小企業等自らが、取り巻く環境の変化に適応し、自らの事業活動に工夫を加え、努力をすることが重要であることを規定しています。

第2号では、中小企業等は、地域経済の活性化や雇用創出の中心として、また市民生活の向上に重要な役割を果たしており、必要な存在であるという認識を、中小企業振興に関わる者全体が持つことを規定しています。

第3号では、中小企業等の振興に関わる全ての主体が連携、協力して中小企業等の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等振興施策を総合的に推進しなければなりません。

2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めなければなりません。

3 市は、中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、中小企業等振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、市が担うべき内容について規定しています。「責務」とすることにより、強い位置付けとしています。ここでいう「市」とは、普通地方公共団体である本市に置かれている執行機関や教育委員会などの委員会

も含めた行政機関としての岩倉市全体を指します。ただし、議会は独立機関として「市」には含めていません。

第1項では、市は経済の国際化、人口減少や少子高齢化、消費構造の変化などの中小企業等を取り巻く社会経済環境の変化と中小企業等の経営実態を的確にとらえ、中小企業等の振興施策を実施することを規定しています。

第2項では、市は中小企業等振興施策の推進にあたっては、中小企業等の振興に関わる各機関と連携・協力して行うことを規定しています。

第3項では、中小企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。加えて、中小企業等の振興支援施策の一つとして、適正な予算執行や公平な競争及び適正な契約履行に留意しつつ、市が発注する工事や物品・役務の調達等（官公需）における市内中小企業等の受注機会の増大に努めることを明記しています。

(市議会の責務)

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、多様な主体との意見交換に努めなければなりません。

2 市議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価に努めなければなりません。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、市議会が担うべき内容について規定しています。また、「責務」とすることにより、強い位置付けとしています。

第1項では、市議会の役割として、市内の事業所をはじめ関係機関等との意見交換に努めることを規定しています。

第2項では、市が行う中小企業等の振興施策に対し、その適正な執行について監視、評価に努めるものと規定しています。

(中小企業等の責務)

第6条 中小企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいいます。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければなりません。

2 小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応し、事業の持続的発展に努めなければなりません。

3 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、従業員が生きがいと働きがいを得

ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めなければなりません。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、中小企業・小規模企業が担うべき内容について規定しています。中小企業等自らの創意工夫と経営の向上に対する努力が必要であり、これを明確にしています。中小企業・小規模企業が担うべき内容について「責務」とすることにより、強い位置付けとしています。

第1項では、中小企業は経済的社会的環境の変化に対応して、自らの事業の振興を推進するためには、経営の革新（※）、事業を行う上で必要な財務、組織、技術やノウハウ等の経営基盤の強化が必要であると規定しています。

第2項では、小規模企業は経済的社会的環境の変化に対応して、あらゆる主体と連携・協力しながら、事業の持続的な発展に努めることを規定しています。

第3項では、中小企業等は、従業員が自らの仕事に誇りを持ち、仕事を通して企業や地域社会に貢献することや市民生活の向上を実感できる職場環境の構築に努めることを規定しています。

※中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

（大企業の役割）

第7条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとします。

2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、事業の適正を確保することを前提に、中小企業等との連携及び協力に努めるものとします。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、大企業が担うべき内容について規定しています。大企業の役割として、大企業は中小企業等と比較して事業所数は少ないものの、中小企業等や地域社会に対して大きな影響力を有していることから、中小企

業等の振興について一定の役割を求めるものです。

第1項では、大企業は、中小企業等が発展することにより、地域経済が活性化し、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど、中小企業等の果たす役割の重要性を理解し、自らの事業活動を通じて中小企業等の発展に寄与することを規定しています。また、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

第2項では、大企業は、自らの事業活動を行うにあたっては、中小企業等が事業の維持・発展に欠かせない存在であることを認識し、コンプライアンスも意識しながら中小企業等と連携に努めることを規定しています。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業等の経営の改善及び経営の革新を促進するための取組を積極的に行うものとしします。

2 商工会は、中小企業等の的確な実態把握に努め、商工会自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携に努めるものとしします。

3 商工会は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとしします。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、商工会が担うべき内容について規定しています。中小企業等に寄り添って支援を行う商工会には、特に重要な役割が求められます。

第1項では、商工会は、中小企業等の抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走して支援を行う役割を担っていることから、その経営の改善や革新を促進するための取組を積極的に行うよう規定しています。

第2項では、商工会は事業者へのアンケート調査等を通して、中小企業等が抱える経営課題を抽出し、必要な支援を行うとともに、その支援策の一環として、商工会員の関係強化や金融機関をはじめとする多様な主体との連携に努めることを規定しています。

第3項では、商工会は、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、円滑な資金融資、経営相談等の支援を行うよう努めるものとします。

2 金融機関は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとします。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、金融機関が担うべき内容について規定しています。金融機関は中小企業等が事業活動を展開する上で、資金供給等において密接な関係であり、中小企業等の経営課題の解決に対して果たす役割が大きいことから、中小企業等の振興に対して一定の役割を求めるものです。

第1項では、金融機関は、中小企業等の経営の安定化や改善、向上を図る取組みを促進するため、円滑な資金融資や経営相談等の支援に努めることを規定しています。

第2項では、金融機関は、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

(支援機関等の役割)

第10条 支援機関等は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとします。

2 支援機関等は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとします。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、支援機関等が担うべき内容について規定しています。

第1項では、支援機関等は、それぞれの専門性を生かし、中小企業等の経営の安定化や改善、向上を図る取組みを促進するための支援に努めるものと規定しています。

第2項では、支援機関等は、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、学校教育を通じて、児童及び生徒に対し、中小企業等の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとします。

2 教育機関は、学校教育の一環として、中小企業等をはじめ、市、市民等と連携し、

児童及び生徒の職業観及び勤労観を育む職場体験などの取組を実施し、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとします。

【説明】

中小企業等の振興施策を推進していくために、教育機関が担うべき内容について規定しています。

第1項では、教育機関は、実際の教育現場を通して子どもたちに、中小企業等の事業活動が市の発展に寄与していることへの理解を深めてもらう取組を行うことや、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

第2項では、教育機関は、中小企業等をはじめ、市や市民等と連携し、将来を担う子どもたちの人材育成や職業観につながる取組に努めることを規定しています。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、中小企業等を支援する観点から市内消費に積極的に寄与するとともに、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとします。

【説明】

市民の理解と協力について、市民は中小企業等の果たす役割を理解し、中小企業等と共に地域社会が発展できるよう協力することとしています。

市民は、地域で雇用を生み出す中小企業等の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上につながっていくことを理解し、積極的な市内消費を心掛けることや、中小企業等の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

(施策の基本方針)

第13条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等振興施策を実施するものとします。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 中小企業等の人材の確保及び育成を支援すること。
- (4) 中小企業等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業等の産学官連携の促進を図ること。
- (6) 中小企業等の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) その他中小企業等の振興を図ること。

【説明】

施策の基本方針について規定しています。この基本方針に沿って施策の策定及び実施をすることとなります。

第1号では、中小企業等の経営の安定や経営の革新を支援することを規定しています。

第2号では、中小企業等の事業拡大や販路開拓を支援することを規定しています。

第3号では、中小企業等の人材の確保や育成を支援し、雇用の安定を促すことを規定しています。

第4号では、中小企業等の事業活動を促すため、資金調達を円滑にするよう規定しています。

第5号では、中小企業等と産業界・学校・官公庁との連携を促すことを規定しています。

第6号では、創業を促進することを規定しています。

第7号では、中小企業等における事業承継を支援することを規定しています。

第8号では、第1号から第7号までに掲げるもののほか、中小企業等の振興を図る取組みを規定しています。

(実施状況の公表)

第14条 市は、中小企業等の振興に関する主たる施策の実施状況を随時公表するものとします。

【説明】

中小企業等の振興施策について、主な施策の実施状況を広報等により公表することについて規定しています。

(意見の反映等)

第15条 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、当該施策に中小企業等の意見を反映させるため、中小企業等と当該施策に関する情報及び意見を交換するための場を年1回以上設けるよう努めるものとします。

【説明】

効果的な中小企業等の振興施策を推進していくため、中小企業等の現状や課題、課題解決に向けた方法などについて意見交換の場を設けるなど、中小企業等の意見を聴取する機会や中小企業等の主体性を引き出していく機会を設けることによって、施策の実施状況を把握し、その結果を施策の推進に反映していくことを規定しています。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【説明】

本条例の効力が発生する日を定めています。